

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年3月26日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	南	田	昭	典
同	睨		真	夕美
同	森	山	賀	文

平成23監査年度 第2回分

ア. 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教育委員会 保健体育課	平成23年 12月14日	<p>県立学校体育施設開放事業にかかる予算の令達について 吉野高等学校で実施された県立学校体育施設開放事業において、10月に事業を実施しているにもかかわらず、予算令達が年度末となっていたことが認められた。また、さらに調査を行ったところ、全35校において同じ状況であったことが認められた。</p> <p>予算令達の遅延は、事業の円滑な実施に支障を来すだけでなく、不適正な事務処理の発生に繋がる可能性があることから、今後かいは必要とする経費については、事業実施予定を把握したうえで適時に令達を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>平成23年度については、上・下半期の予算配当に伴い、各学校の事業実施予定を把握した上で、平成23年4月28日及び10月3日に予算令達を行った。</p> <p>今後、かいは必要とする経費については、早期に予算令達計画を立て、遅延のないよう適時に令達を行う。</p>

イ. 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 東京事務所	平成23年 12月14日	<p>支出科目について 昨年度に引き続き、予算執行において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、このようなことの無いよう、会計処理については、チェックの強化を図り、適正な会計事務の徹底に努める。</p>
		<p>公用車使用中における事故について 公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>交通事故の防止を図るため、公用車運転手に対し、交通安全研修を実施した。 今後とも、あらゆる機会を通じて、安全運転に対する意識向上の徹底を図り、交通事故の絶無に努める。</p>
消防学校	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請書が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われ、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産の使用許可に際しては、ゴミ箱を含めた面積での使用許可申請をするよう求める。今後、行政財産の使用許可については適正な事務処理に努める。</p>

<p>総務部</p> <p>奈良県税事務所</p>	<p>平成23年 11月7日</p>	<p>滞納処分執行停止中の調査について</p> <p>滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。</p> <p>執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>滞納処分執行停止中の滞納者にかかる執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」及び平成24年8月16日付け税第130号税務課長通知に基づき適正に調査する。</p>
<p>高田県税事務所</p>	<p>平成24年 1月13日</p>	<p>滞納処分執行停止中の調査について</p> <p>滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。</p> <p>執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>滞納処分執行停止中の滞納者にかかる執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」及び平成24年8月16日付け税第130号税務課長通知に基づき適正に調査する。</p>
<p>桜井県税事務所</p>	<p>平成23年 11月17日</p>	<p>長期継続契約の契約期間について</p> <p>長期継続契約において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知」に定められている契約期間を超える契約が認められた。今後は適正な契約期間を設定すべきである。 (注意事項)</p> <p>滞納処分執行停止中の調査について</p> <p>滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。</p> <p>執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後の長期継続契約の契約締結に際しては、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について（平成17年5月10日付け出局第14号通知）に定められている契約期間を遵守し、適正な契約期間を設定する。</p> <p>滞納処分執行停止中の滞納者にかかる執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」及び平成24年8月16日付け税第130号税務課長通知に基づき適正に調査する。</p>
<p>地域振興部</p> <p>図書情報館</p>	<p>平成23年 12月14日</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認</p>	<p>自動販売機の行政財産使用許可については、申請者に対して、ゴミ箱等の面積を加算した許可申請を行うよう指導した。その結果、平成24年2月28日付けで適正な面積が記載された許可申請が提出されたので、平成24年3月1</p>

		められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)	6日付けで平成24年4月1日から1年間の行政財産使用許可を行ったところである。 今後は、実態に即し、適正な事務に努める。
健康福祉部	平成23年 12月14日	生活保護返納金の未収金について生活保護返納金において未収金の増加が認められた。 電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努めるべきである。(注意事項)	生活保護返納金の未収金については、滞納の理由や生活状況に関して債務者本人及び関係者から事情聴取を行い、債務者それぞれの生活状況に応じた弁済計画を立てさせ確実な支払いを求めているところである。 今後も訪問、催促等を強化し、より一層の収納の促進に努める。
吉野福祉事務所			
筒井寮	平成23年 12月14日	プロパンガス代の支払年度について 平成23年度予算で支払うべきプロパンガス代金が、平成22年度予算で支払われていた。今後は、適正な年度において支払うよう十分留意すべきである。(注意事項)	今後は、会計規則等を遵守し、適正な年度において支払う。
		入所児童保護者負担金の返還について 入所児童にかかる障害児施設給付費の保護者負担金において、過年度に負担金額の決定誤りによる過納金があったため、平成22年度において返還しているものが認められた。今後は、適正な負担金額の決定に十分留意すべきである。(注意事項)	今後は、児童福祉法等の関係法令に従い、適正な負担金額を決定する。
登美学園	平成23年 12月14日	支出科目について 施設設備の修繕等において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。(注意事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な科目での執行に努める。
医療政策部	平成23年 12月14日	公用車使用中における事故について 公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)	運転者に対しては、事故の重大さを認識させるとともに、再発防止のため自動車の運転にあたっては交通法規を遵守し細心の注意をもって安全運転に努めるよう指導した。 また、所内職員に対しても、所内会議等を通じて、交通法規の遵守ならびに安全運転の徹底について注意喚起を行い、交通事故防止の徹底を図った。 今後も、安全運転の徹底を図り交通事故防止に努める。
郡山保健所			
くらし創造部	平成23年	行政財産の使用許可の使用者にか	

消費生活センター	12月14日	<p>かる光熱水費等について 行政財産の使用許可を行った団体に対し、光熱水費等の徴収を行っていなかった。 行政財産の使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担しなくてはならないことから、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>行政財産の使用許可に伴い発生した光熱水費等については調定を行い、平成23年11月9日に収納した。今後は毎月調定を行い、適正な事務の執行に努める。</p>
		<p>備品購入費の支出負担行為の整理区分について 備品購入において、前年度に引き続き、支出負担行為決議兼支出命令書で支払を行っているものが散見された。備品の購入にあたっては、支出負担行為決議書の決裁を経た上で、支出命令を行わなければならないことから、今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後はこのようなことがないように、会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努める。</p>
産業・雇用振興部 高等技術専門学校	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成23年度分についてはゴミ箱の面積を含む行政財産使用許可申請書の提出を求め、使用料の徴収を完了した。今後は実態に即した許可申請に基づく適正な使用料の徴収を行う。</p>
農林部 北部農林振興事務所	平成23年 11月15日	<p>委託契約事務の適正な執行について 庁舎警備業務委託契約締結にかかる事務手続きにおいて、事業執行伺、随意契約理由書及び支出負担行為決議書に記載された随意契約とする根拠条項がすべて異なった中で手続きが進められていた。また、この過程において内部のチェックが不十分であったと認められる。 今後は、随意契約理由の妥当性等随意契約とする根拠を明確にした上で契約を締結するとともに、内部統制の強化に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>委託契約における根拠条文の適用については、事業執行伺の起案時に施行令の条文を添付させ、担当職員、係長だけでなく課長及び次長が随意契約によらざるを得ない案件であるか、また、適用条文が適切であるかについて再確認を徹底して行うことにより、確実な内部統制の強化に努めることとした。</p>
中部農林振興事務所	平成23年 12月19日	<p>支出にかかる事務処理について 灯油代金等の支出手続において、支払先を間違えて支出していた事例及び債務の確認を怠ったため2重に支払っていた事例が認められた。誤払い先からの問い合わせで誤りが判明し、戻入及び再度の支出手続が行われたが、これは、担当者による債権者の確認や内部</p>	<p>再発防止のため、職員に対して、支出にかかる適正な事務処理について、改めて周知徹底を図った。 並びに、従前、庶務工事係2名及び次長（総務企画課長兼務）で支出手続を行っていたものを、平成23年度からの組織変更に伴い、総務企画係の3名全員、総務</p>

		<p>のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後、内部統制の重要性を認識の上、このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。（注意事項）</p>	<p>企画課主幹及び次長（総務企画課長兼務）の5名により適切に確認・チェックする体制に強化するとともに、債務管理のチェックと併せて今後も適切な事務処理に努めることとした。</p>
東部農林振興事務所	平成23年11月22日	<p>工事にかかる設計変更の取扱いについて</p> <p>工事の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲（当初設計の2割未満）を超えている（20.8%）にもかかわらず、農林部長の決裁手続きを行わず契約変更されている工事が認められた。</p> <p>農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」（平成21年3月31日付）を準用することとされている。（平成21年4月1日付け農林部長通知）</p> <p>今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」2（3）の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。（注意事項）</p>	<p>今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」（平成21年3月31日付）に基づき、適正な設計変更のうえ、契約変更を行う。</p>
南部農林振興事務所	平成23年12月20日	<p>物品の借入れにかかる長期継続契約について</p> <p>電話設備の賃貸借契約にあたり、長期継続契約にかかる所要の手続きを行うことなく、契約期間が平成22年9月4日から平成23年9月3日と二年度にわたる契約を締結している事例が認められた。</p> <p>今後、契約期間が複数年度にわたる賃貸借契約を締結する場合には、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について」（出納局長通知）に定める所要の契約手続きを遵守のうえ適正な事務処理に努めるべきである。（注意事項）</p>	<p>注意事項については、平成22年12月7日付け会計局52号の6で指摘を受け、平成23年9月3日の契約期間満了時に、平成23年9月4日から平成24年3月31日までの年度内契約を締結した。</p> <p>したがって、平成24年度以降は4月1日から翌年3月31日までの単年度契約を行うこととしている。</p>
土木部 奈良土木事務所	平成23年11月15日	<p>雪寒対策にかかる業務委託料の支出について</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託については、作業種別ごとに単価を定めた単価契約を行っているが、一部の支払単価について契約単価と異なる単価で積算し支出していた。また、一部の作業区域において契約単価に基づかない支出が認められた。</p> <p>今後は会計や契約等関係規定に基づき、適正な支出事務を行うべきである。また、契約単価以外の</p>	<p>債務管理や支払については、雪寒担当者が積算単価及び作業回数等を確認するとともに、道路管理係員は添付の作業日誌等により確認し、さらに管理係長による確認など、複数人・複数方法によるチェックを行うよう改善した。</p> <p>また、緊急時における交通誘導員等契約単価以外の支払分については、雪寒業務契約に関する覚書を交わし明文化することとした。</p>

		<p>支出については、契約書の協議条項により契約者双方で協議し必要に応じ支出したとのことであるが、協議条項による合意内容は契約に関わる重要な事項であるため、正式な文書として明文化すべきである。</p> <p>今後、説明責任を果たせるよう支出の必要性を十分勘案し、慎重な支出事務に努められたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	
		<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>物品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。誤払い先からの問い合わせで誤りが判明し、戻入及び再度の支出手続が行われたが、これは、担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>債権者の確認は、担当者が確認するとともに、庶務課庶務工事係の1名をチェック役とし、確認することとした。</p> <p>さらには、出納員による確認など複数人によるチェックを行うよう改善した。</p>
<p>郡山土木事務所</p>	<p>平成23年 11月21日</p>	<p>公用車使用中における事故について</p> <p>公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>年間を通じた交通安全意識の徹底を図るため、以下の取り組みを実施した。</p> <p>①毎月交通安全標語を策定し周知徹底を図る。</p> <p>②交通安全掲示板を事務所玄関に設置。</p> <p>③全公用車のダッシュボード及びキホルダーへ注意喚起文を貼付。</p> <p>④奈良県交通安全協会講師による交通安全講習会の開催。</p>
		<p>道路占用料の算定誤りについて</p> <p>道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>課内で、再び誤りの無いよう徹底するとともに、柱設置者には、申請の際に独立柱（本柱は官地、支線は民地）か付属柱（本柱、支線ともに官地）かを記載するように改善した。</p>
		<p>未収金にかかる債権管理等について</p> <p>契約解除に伴う損害賠償金について、処理状況等を記録する未収金整理票が未作成のものや過去の処理状況が欠落しているものが認められた。また、河川占用料について、督促状の送付が大幅に遅れていた。</p> <p>今後は関連する要綱等に基づ</p>	<p>契約解除に伴う損害賠償金については、歳入の年度決算終了時に未収金のデータ整理と同時に未収金整理票を確認するよう改善した。</p> <p>河川占用料について、適切な時期に電話督促及び文書での督促状を交付するよう課内でも確認し、</p>

		<p>き、未収金の処理状況等を逐次記録するなど適切な債権管理を行うとともに、督促状を適切な時期に送付すべきである。（注意事項）</p>	<p>実施した。</p>
		<p>支出年度について 役務費の支出において、年度を誤り支出していたものが認められた。今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p>	<p>債務管理や支払年度の確認は、庶務担当者が発注データにより確認するとともに、庶務係長は貼付の発注データにより確認することとした。 さらには、特に間違いの起こりやすい4月支払分については、複数人によるチェックを行うよう改善した。</p>
		<p>雪寒対策にかかる業務委託について 雪寒対策にかかる業務委託においては、毎年度本庁道路管理課が作業種別ごとに単価を定め、統一単価により各土木事務所で契約を行っているが、適用単価を誤って積算されていた。 今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基づき適正な運用に努めるべきである。（注意事項）</p>	<p>道路管理課からは、雪寒対策事業にかかる積算方法等について統一的な取り扱いとなるよう各土木事務所に対して指導があった。 それを踏まえ、単価の取り扱いについて、適正な運用とするべく、事務所内で周知徹底を行った。</p>
<p>高田土木事務所</p>	<p>平成23年 12月19日</p>	<p>河川占用料等にかかる未収金について 河川占用料において、昨年度に引き続き未収金の増加が認められた。 また、河川占用料及び道路占用料の過年度分の未収金について、平成22年度において納付の催告等を行っておらず、過去の処理状況等の記録について欠落しているものが見受けられた。 未収金については新たな発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組み、適切な債権管理に努められたい。（指摘事項）</p>	<p>平成23年7月11日付けで現年度分及び過年度分について督促状を発付した。その後、電話督促や訪問指導により未納者に対し直接督促した。 今後も、課内一丸となって電話督促や訪問指導による未収金の回収に努める。また、一事案ごとにその処理状況等を記録していく。</p>
		<p>河川占用許可に係る不適正な事務処理について 河川占用許可について、平成16年度から5年間、担当者が相当数の許可申請書や河川占用料の納入通知書等の処理を怠ったため、許可手続きの未済及び占用料の未納や請求困難となっているものがあることが判明した。 本件は組織的な問題はあるものの、担当職員のコンプライアンスや公務員倫理意識の欠如等に起因するもので、県民の信頼を著しく損ねたことは誠に遺憾である。</p>	<p>河川占用料の未納については、本事案に係るものを含めて、鋭意督促を進めているところである。 職員が持ち帰っていた占用許可申請書については、許可手続きの有無を確認し、未許可分については改めて審査のうえ、許可手続きをとるよう申請者と確認作業を進めている。また、占用料が発生する事案については、調定のうえ占用料の徴収手続きを進めている。 平成23年8月から、占用許可</p>

<p>今後、再びこのような事態が生じないように改善策を講じ、未処理となっていた案件については適正な処理を速やかに行うよう努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>申請書について事務の処理状況や未収金対策についての処理状況について課全体で毎月確認する体制を執っている。</p>
<p>道路占用料の算定について 道路占用料の算定において、事務処理を誤ったことにより、2件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。 (注意事項)</p>	<p>本件については、平成23年7月17日付けで雜入で調定し、12月2日に納入された。 今後は、継続許可及び占用料の調定については、もれが無いよう占用台帳と照合するなど内容を確認し、複数の者による審査体制とする。</p>
<p>土木関係行政財産使用料の未収金の管理について 土木関係行政財産使用料において、納入義務者の納付遅れと県側担当者においても収納確認が遅れたため、当該年度未収入となり、過年度収入となった。今後は適切に収納確認及び債権管理を行うよう努められたい。 (注意事項)</p>	<p>担当者において行政財産使用料許可申請にかかる一覧表を作成する等、適正な債権管理に努める。</p>
<p>委託業務にかかる報告書について トンネル監視警備委託業務にかかる警備報告書について、一部確認できないものが認められた。 今後は奈良県行政文書管理規程に基づき、適正文書管理を徹底すべきである。 (注意事項)</p>	<p>本件については、予備監査終了後に警備会社より再度報告書の提出を受けた。 今後は、報告書をはじめ文書の適正な管理の徹底に努める。</p>
<p>雪寒対策にかかる業務委託について 雪寒対策にかかる業務委託においては、毎年度本庁道路管理課が作業種別ごとに単価を定め、統一単価により各土木事務所で契約を行っているが、適用単価を誤って積算されていた。 今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基づき適正な運用に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成23年度分からの精算時においては、道路管理課に単価通知について確認したうえで精算していく。 税額等の単価の扱いが不明なものは、事前に確認する。</p>
<p>設計変更に関する取扱いについて 工事の設計変更においては、土木部長通知により、変更内容について最終設計変更協議書を取り交わすこととなっており、受注者側は請負者本人(代表者)が記名・押印することとされているが、これを現場代理人が行っている事例が認められた。 今後は、関連通知に従い最終設計変更協議書を取り交わし、適正な設計変更にかかる事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>変更決裁時には、請負者本人(代表者)の記名・押印を確認し、竣工検査時において、設計変更協議書の記名・押印を再度確認する。</p>

		<p>工事における増額変更設計の根拠について</p> <p>工事における変更設計書作成において、増額変更されているが、増額した根拠が確認できなかった。</p> <p>工事費の設計・積算については、根拠が明確に確認できるようにすべきであり、土木事務所内でのチェックも強化すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>変更に伴う設計・積算の根拠が確認出来るよう、変更設計作成時に複数の職員により確認を行い、さらに、竣工検査時において、数量根拠を確認する。</p>
桜井土木事務所	平成23年 11月17日	<p>河川占用料の算定について</p> <p>河川占用料の算定において、昨年度に引き続き、事務処理を誤ったことにより、1件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>河川占用料の算定誤りによる1件の調定不足については、平成23年10月25日付で調定を行い、平成23年11月10日に収納した。</p> <p>今後は、新たに作成した「河川占用料チェックシート」を利用して算定誤りがおこらないよう充分注意するとともに、管理係内での検算、係長・課長による確認の後、出納員による検算を行うなどチェック体制の強化に一層努める。</p>
		<p>雪寒対策にかかる業務委託料の支出について</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託においては、作業種別ごとに単価を定めた単価契約を締結しているが、一部の単価の取り扱いについて解釈を誤ったため、過払いが生じていた。</p> <p>また、積算にあたり一部単価を誤ったため、過払いが認められた。</p> <p>今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基づき適正な運用に努めるとともに、事務処理にあたっては誤りが起こらないよう再発防止のための措置を講じられたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>雪寒対策にかかる業務委託については、道路管理課の指示に基づき解釈の誤りが無いよう、統一的対応に努める。</p> <p>算定誤りによる1件の過払い金については、平成23年10月21日付で調定を行い、平成23年11月1日に収納した。</p> <p>今後は、算定誤りがおこらないよう充分注意するとともに、管理係内での検算、係長・課長による確認、出納員による検算を行うなどチェック体制の強化に努める。</p>
		<p>工事における変更設計書作成時の数量計算書の根拠について</p> <p>工事における変更設計書作成において、増額工事の数量根拠が確認されない設計書が認められた。</p> <p>設計書作成については、数量計算書を基に工事金額等を積算するのが基本であり、今後、工事費の設計・積算については数量根拠が明確に確認出来るようにすべきであり、土木事務所内でのチェックも強化すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>設計書において数量根拠が明確に確認できるよう、「土木工事積算チェックリスト」を作成し、これを活用した複数職員による設計内容のチェック体制の強化を図る。</p>
宇陀土木事務所	平成23年 11月22日	<p>河川占用料の算定について</p> <p>河川占用料の算定において、事</p>	<p>河川占用料の2件の調定不足の</p>

		<p>務処理を誤ったため2件の調定不足、及び1件の過徴収が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。(注意事項)</p>	<p>うち1件については再計算し、平成24年1月31日に収納済みである。(もう1件は、過徴収分と同一の申請者であるため、還付と同時に処理予定である。)</p> <p>1件の過徴収については、歳出還付のため河川課に予算流用を協議中である。今後の事務処理にあたっては、占用料の算定額についてダブルチェックを十分にできるように、決裁時の書類に算出計算資料を添付する。</p>
		<p>かい長への事務委任の範囲を超えた契約について</p> <p>契約規則に定めるかい長に対する事務委任の範囲を超えて契約が行われていた。今後は契約規則を遵守し、適正に処理すべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、係員及び決裁者は、奈良県契約規則等の関連規則について再確認することとした。</p> <p>また、係員によるチェックも行うよう改善した。</p>
吉野土木事務所	平成23年12月20日	<p>証紙収納事務について</p> <p>証紙収納において、収入証紙収納簿に取扱者印及び所属長の検印がなく、また、規則に定められた消印が押されていないものが認められた。今後は奈良県収入証紙条例施行規則等に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。(注意事項)</p>	<p>証紙収納事務については、奈良県収入証紙条例施行規則等に基づき収入証紙収納簿の検印に遺漏がないよう適正に行う。</p>
		<p>委託にかかる設計変更の事務処理について</p> <p>委託の設計変更においては平成22年6月25日付け土木部長通知によると、変更契約前に受注者と十分な協議を行い、「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、指示書のみで対応している案件が認められた。今後は土木部長通知のとおり、適正に手続きされたい。(注意事項)</p>	<p>設計変更の事務処理については、土木部長通知に基づき受注者と「設計変更協議書」を取り交わす等適正に手続きを行う。</p>
まちづくり推進局 新公会堂	平成23年12月14日	<p>自動販売機にかかる公園施設設置許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱及び安全上設置されている転倒防止板について、実際には占用しているにもかかわらず、申請者より設置許可申請が提出されず、設置許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料を徴収すべきである。(注意事項)</p>	<p>自動販売機に併設されているゴミ箱及び安全上設置されている転倒防止板の占用について、被許可者と協議を行った結果、平成24年3月17日に設置許可の変更申請の提出があり、平成24年4月1日付で変更許可を行った。</p> <p>また、使用料については、調定を行い、平成24年4月23日までに徴収する。</p>
教育委員会 山辺高等学校	平成23年12月14日	<p>行政財産の使用許可にかかる光熱水費の徴収方法について</p> <p>行政財産の使用許可に基づく光熱水費を、歳入手続きを経ること</p>	<p>行政財産の使用許可に基づく光熱水費については、総務部長通知</p>

		<p>なく現金で受領し、公費支払分と合算のうえ、債権者に支払っている事例が認められた。</p> <p>光熱水費の徴収方法については、平成22年1月4日付け総務部長通知により、「雑入」により後納するとされているので、今後は、同通知に従った取扱いとすべきである。 (注意事項)</p>	<p>に基づき10月分以降については、速やかに歳入の手続きを行った。</p> <p>今後は、関係規則・通知等を遵守し適正な事務処理に努める。</p>
高田高等学校	平成23年 12月14日	<p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>通勤届認定の更正を行い、過払い分は平成24年1月24日本人より返還させた。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p>
郡山高等学校	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成24年度については、実態に即して、許可申請、使用許可、使用料の徴収をするべく事務手続きを進めている。</p> <p>今後は、関係規則・通知等を遵守し適正な事務処理に努める。</p>
二階堂高等学校	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、占有面積等を誤ったため、平成22年度において使用料の徴収不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>占有面積について測量を行い、使用許可者に対しては、行政財産使用申請を再度提出させ、使用料の差額を追徴し、完納済みである。</p> <p>今後は、占有面積の測量については、使用申請受理後、再度確認を行い、許可面積に誤りがないよう再発防止に努めるとともに、会計処理の適正を図るよう努める。</p>
五條高等学校	平成23年 12月14日	<p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては、速やかに修正するとともに、過払いについては、平成23年12月分給与報告において適正に処理をした。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p>
御所実業高等学校	平成23年 12月14日	<p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては、速やかに修正するとともに、過払いについては、平成23年10月分給与報告において適正に処理をした。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p>

青翔高等学校	平成23年 12月14日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	認定日に遡り是正するとともに、過払いは11月分給与で本人より返還させた。 今後は適正な事務処理に努める。
法隆寺国際高等学校	平成23年 12月14日	行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定期限の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	今後は行政財産使用料の調定については、奈良県行政財産使用料条例施行規則を遵守し適正に行う。
大淀高等学校	平成23年 12月14日	共架電線にかかる使用料の算定について 共架電線にかかる使用料の算定において、電線の本数を誤ったため平成20年度及び21年度において調定不足が生じ、平成22年度で不足額にかかる調定事務を行っているのが認められた。 今後は、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項)	今後は、行政財産使用許可申請書に電線の本数がわかる写真の添付を求めるとともに、実地確認をするなどチェック体制を整え、適正な調定事務処理の徹底を図る。
吉野高等学校	平成23年 12月14日	公有財産にかかる事務手続きについて 建築実習により建築したログハウス風休憩所を物品として町へ無償譲与していた。 ログハウス風休憩所は、物品ではなく工作物であり、奈良県公有財産規則に定められた手続を取らなければならないことから、公有財産の取得及び譲与については、奈良県公有財産規則、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び関係通知に基づき、適正に事務を執行すべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県公有財産規則、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び関係通知を遵守し適正に行う。
		通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分のうち当該年度分は平成23年11月分給与で調整し、過年度分は平成24年1月20日に、本人から返納させた。 今後、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。
奈良東養護学校	平成23年 12月14日	旅費の支出について 平成21年度の旅費の支出にお	支出事務については、担当職員

		<p>いて過払いがあったため、平成22年度に返納されていた。このことは、支払い時におけるチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>だけでなく複数人でのチェック体制を堅持し、今後、支出誤りが再発することがないように努める。</p>
西和養護学校	平成23年 12月14日	<p>公共料金の資金前渡について 公共料金の自動口座振替払いにおいて、電気代、ガス代、水道代及び電話料金を包括的な資金前渡により支出していたが、資金前渡の支出・精算事務において、奈良県会計規則第28条第4項による精算を行わずに重ねて新たな資金前渡を行っているものが認められた。また、それぞれの経費ごとに残高不足にならないよう資金管理することとされているが、電気代及び電話料金において残金不足が生じ、一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。</p> <p>今後は、会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うとともに、各経費毎に残高不足にならないよう適正な資金管理を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成22年度での精算処理を行っていないものについては、その後精算処理を行った。平成23年度についても、支払完了後速やかに精算処理を行っている。</p> <p>なお、下半期については、随時の資金前途とするとともに残高不足等による振替不能の事態にならないよう適宜確認に努めている。</p> <p>また、残高不足が生じたものについても、各公共料金とも定期的に残高の確認をするなど適切に資金管理するとともに、会計規則等に基づき適正な事務処理に努める。</p>
警察本部	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
奈良西警察署			
郡山警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
西和警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面</p>

		販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)	積により使用許可を行っており、すでに改善している。
		委員報酬の支給について 協議会の委員報酬の支給において、平成21年度に11件の過払いが生じており、決算済みであるため平成22年度に雑入で過年度収納していたことが認められた。このことは、平成21年12月1日に当該報酬額が改定されているところ、改定前の報酬額で支給されたものであって、内部のチェック体制が不十分であったことから起きたものである。 今後は、複数者によるチェック体制の整備を図り、適正な支給事務に努めるべきである。 (注意事項)	警察署協議会の委員報酬については、決裁時において支出根拠となる報酬金額等の根拠資料により審査することとし、複数者によるチェック体制の整備を強化した。
天理警察署	平成23年 12月14日	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)	自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。
桜井警察署	平成23年 12月14日	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)	自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。
宇陀警察署	平成23年 12月14日	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)	自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。
		委員報酬の支給について 協議会の委員報酬の支給において、平成21年度に11件の過払いが生じており、決算済みであるため平成22年度に雑入で過年度収納していたことが認められた。	警察署協議会の委員報酬については、支出の際に必ず報酬額の改定の有無を確認のうえ、支出に関するチェックメモを作成して、委員報酬額の改定の通知の写しを添

		<p>このことは、平成21年12月1日に当該報酬額が改定されているところ、改定前の報酬額で支給されたものであって、内部のチェック体制が不十分であったことから起きたものである。</p> <p>今後は、複数者によるチェック体制の整備を図り、適正な支給事務に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>付することとし、決裁時において支出金額等に誤りがないか審査するためのチェック体制の整備を図った。</p>
田原本警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
榎原警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
高田警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
香芝警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。</p>
吉野警察署	平成23年 12月14日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可に関しては、1台あたりの使用許可面積を1.0㎡として使</p>

		0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。 (注意事項)	用許可を行っていたが、23年度の許可については実態に即した面積により使用許可を行っており、すでに改善している。
--	--	--	---

ウ. 財政援助団体等

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
一般財団法人奈良県デジタルビューロー	平成24年 1月11日	規程に沿った事務の執行について 会計事務等の執行にあたっては、当該法人の会計処理規程等に沿って執行されているところであるが、規定されている決裁権者まで決裁が行われていなかったり、出納に関する確認や管理が規程どおり行われていない事例が認められた。 今後は、諸規程に沿って適正な事務の執行を行うとともに、内部統制の充実に努められたい。 (注意事項)	ならのにぎわいづくり課から奈良県デジタルビューローに対し、今後は、会計処理規程等の諸規程を遵守し、決裁事務など適正な事務処理を行うとともに、内部統制を充実し、適切に運用するように指導した。
財団法人奈良県健康づくり財団	平成24年 1月13日	委託契約について 委託料に関する契約については、一般競争によることが原則であるが、契約の性質や目的により専門業者と理由書なしで一者随意契約が締結されているのが散見された。 今後、委託契約手続きにあたっては、できる限り競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から、競争入札による業者選定に努めるとともに、その性質又は目的によりやむを得ず一者随意契約を行う場合は、説明責任が果たせるよう随意契約理由書を作成すべきである。 (注意事項)	健康づくり推進課から財団に対し、委託契約については、当財団業務の特殊性から広く一般競争入札になじまない性質のものもあるが、今後は、競争性や透明性などを確保するため、可能な限り実績等を勘案し、選りすぐりの業者による指名競争入札を心がけるよう指導した。 また、緊急を要するなど特別な事情により、やむを得ず随意契約を行う場合は、「随意契約理由書」を作成添付し、より厳正な契約事務執行に努めるよう指導した。
奈良県森林組合連合会	平成24年 1月11日	工事に係る事業完了確認について 間伐事業を森林組合へ請負により発注しているが、請書において工事代金の支払条件を「作業完了、完了検査終了後」と明記しているにもかかわらず、完了検査を現場確認のみで支払いが行われていることが認められた。 工事が発注内容どおり施工されていることの完了確認は、債務を確定するうえで重要な要件であるので、今後、完了検査書類を作成し保存すべきである。 (注意事項)	林業振興課より奈良県森林組合連合会に対して是正措置を命じ、森林組合より「今後は系統森林組合に対する発注業務であっても完了届を提出させ、完了した現場が適正に実施されていることを確認し、確認書類を整備する措置を講じます。」との回答を得た。
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	平成24年 1月20日	生活福祉資金貸付金の償還未済金について 生活福祉資金貸付金において多額の償還未済金が認められた。	償還未済金の早期回収に向けて、新たにコールセンターを設置

		<p>今後一層債権回収に向けた体制の強化に努め、債権の保全及び回収に万全を期されたい。 (注意事項)</p>	<p>し、電話による自主的納付の呼びかけを行い、返済の意識づけと長期未納化防止に取り組んでいる。 また、定期的に市町村社会福祉協議会、(借受世帯)担当民生児童委員と共に個別面談や世帯訪問を行い自立生活に向けた生活指導を実施している。 さらに、督促状の郵送時には、事前に市町村社協とも連携し計画償還の促進と早期納付を指導している。</p>
		<p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>平成23年12月給与支給時に、既支給額と規程に定める額との差額を対象者に支給した。今後は、通勤届記載事項と本会規程を確実に確認し適正な認定事務に努める。</p>
<p>近鉄ビルサービス株式会社</p>	<p>平成24年1月13日</p>	<p><所管課の公園緑地課に対する結果> 「指定管理に関する基本協定書」の適正な履行について 指定管理者から平成22年度分として提出された例月業務報告書において、修繕費の支出証拠書類として見積書しか添付されていないものが多数認められた。修繕費については、不用額を県に返還することとされていることから、額の確定は厳格に行う必要がある。 また、指定管理者が実施した自主事業のうちテニススクールについて、指定管理者からの自主事業実施計画書を受理し協議を受けたが、これに対する回答書を発出していないことが認められた。 今後は、「指定管理に関する基本協定書」の適正な履行に一層努められたい。 (注意事項)</p>	<p>指定管理に関する基本協定書の適正な履行に努めるとともに、公正な管理運営が出来るように改善を図る。 (公園緑地課)</p>
<p>近鉄住宅管理グループ</p>	<p>平成24年1月18日</p>	<p>県営住宅の水道料金徴収業務について 入居者が利用する水道料金については、指定管理者が各入居者から集金し、市水道局に支払っているが、一部の入居者に関して未収金が認められた。今後は適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれたい。 (注意事項)</p> <p><所管課の住宅課に対する結果> 県営住宅にかかる水道料金の未収対策について 入居者が利用する水道料金については、指定管理者が各入居者か</p>	<p>水道料金の未収金については、指定管理者が毎月団地集会所に赴き、現地出張窓口を設けて徴収に努めてきたが、今後はこれに加えて滞納者に対して定期的に文書で督促するとともに、訪問及び呼び出しにより、納付指導するよう取り組み体制を強化することとする。 未収金の徴収方法について、指定管理者から月次報告書が提出された際に、詳しく聞き取り、現状を確実に把握するとともに、支払い意識の乏しい滞納者に対しては、支払い督促等の法的措置を検</p>

ら集金し、市水道局に支払っているが、一部の入居者に関して未収入となっている状況が認められた。

水道料金の徴収業務においては、指定管理者より基本協定書第25条に基づく月例業務報告書が提出され、料金の徴収状況を把握していたにもかかわらず、指定管理者に対する具体的な指導を行っていなかった。

今後、債権管理体制を構築し、具体的な徴収指導を行うとともに、必要に応じて改善指示書の交付を行う等未収金の徴収対策及び発生を防止する措置を指定管理者と一体になって講じるべきである。また指定管理業務委託以前のものについても、同様の状況と認められるため、併せて対策に取り組まれない。(指摘事項)

討する。

また、指定管理業務委託以前の未収金についても、同様の方法により指定管理者と連携しながら徴収に努めることとする。

(住宅課)